

令和5年12月6日

大東市 教育委員会 様

北条中学校区 学校運営協議会
会長 中西 健一

(仮称)大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本構想(素案)について(意見書)

(仮称)大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本構想(素案)について、「大東市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」第5条第1項に基づき、北条中学校区学校運営協議会として大東市教育委員会に申し出ます。

記

(仮称)大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本構想(素案)について、(仮称)ほうじょう学園の設置に関する検討委員会から下記の内容の報告を受けたので、十分検討し活用されるように配慮されたい。

1. これまで本市が進めてきた小中一貫教育を成長・成熟させることをめざし、複数学年の学びや縦のつながりが生まれる教育機関として最適と考え得る義務教育学校を設置すること。
2. 子どもたちの可能性を引き出す環境づくりやカリキュラムの作成を熟慮することにより、児童生徒が心躍り、大東市全域から通いたいと思える魅力ある学校づくりを行うこと。
3. 子どもにとって安全安心な居場所となり、成長に応じて寄り添える学校となるよう進めること。
4. 保護者や地域住民への更なる周知に努めるとともに、特に将来(仮称)ほうじょう学園に通う世代からの意見聴取を積極的に行うこと。
5. 北条公園と運動場の共用については、児童生徒が学校活動を行う上で利便性が高いものとなるよう進めること。
6. 校舎配置計画については委員から出された意見を参考に、慎重な検討を行うこと。